

弁 護 団 声 明

本年10月16日、最高裁判所第一小法廷（櫻井龍子裁判長）は、請求人奥西勝氏に係る名張毒ぶどう酒事件第7次再審請求に関し、平成17年4月の再審開始決定（名古屋高等裁判所刑事第1部）を取り消し再審請求を棄却した平成24年5月25日の差し戻し異議審決定（名古屋高等裁判所刑事第2部）に対する特別抗告の申立に対し、不当にも抗告申立を棄却する旨の決定を行った。

弁護団が本年9月30日に特別抗告申立補充書(5)及び専門家意見書3通を提出して20日も経ずして下された決定である。最高裁が、弁護団の主張及び証拠を真摯に検討したとは到底思えない不当な決定という外はない。

本決定は、「原審(差し戻し異議審)における鑑定によれば、本件使用毒物がニツカリンTであることと不純物が事件検体からは検出されなかったこととは何ら矛盾するものではないと認められる」旨判示するが、これは不純物の元になった物質がエーテル抽出操作で抽出され、それが加水分解して検出されたという科学的根拠に基づかない原審の推論があつて初めて成り立つものであつて、鑑定結果から当然に導かれるものではない。しかるに、本決定において上記原審の推論が科学的知見に基づくものであるか否かについての検討は何らなされていない。これは前回の特別抗告審において最高裁自らが差し戻し異議審に対して課した「科学的知見に基づく検討」を放棄するものである。

また、本決定は無罪の証明を弁護人に求めることにより「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の基本原則に反した差し戻し異議審の判断に何らの批判も加えない極めて不当な決定である。

弁護団は、到底、本決定を受け容れることはできない。

奥西氏は87歳という高齢で、人工呼吸器無しには生命の維持も困難な状況にある。その冤罪を晴らすには1日の猶予も許されない。弁護団は、奥西氏の無実を確信するものであり、命あるうちに奥西氏を死刑台から奪還すべく、速やかに第8次再審請求を行う所存である。

市民の皆様には、今後とも一層の御支援をお願いする次第である。

平成25年10月17日

名張毒ぶどう酒事件弁護団

団長 鈴 木 泉